			<u></u>	和 6 4	年度	 一般会言	+ 告 中	 第6款	2百 フ	·	帝垣址	齿弧敕借		
			73,	ήμ О -		1細節900000							貝	
777	<b>/</b> _	13		372			担当	ے	ども青少	年局この	ども福祉	止保健部	こどもの	権利擁護課
受	1ন	租		番	亏	<b>油炉</b>	,	担	当者名	岩崎		TEL 6	5 7 1 — :	2394
番	早		-	_		連絡先								
Ħ	7													
						設		計			書			
						H/ \					_			
	_			_				\ <b></b>	<del></del>	·			v	
1	委		託	名		東部児童相	談所(仮称	)新築工	・事に伴	つ周辺	<b>聚屋</b> 事	<b></b> 可調査 第	<b></b>	į
2	履	行	場	所		鶴見区生麦	3丁目周辺							
3	履	行	期	間	п	期間	契約決定し	たロかi	1 PN	гħ				
3														
	又	は	期	限		期限	令和 6 年	- 12 月	20 日ま	で				
4	契	約	区	分		確定契約	■ 概算	契約						
5	70	り他生	寺記事	11										
		, , ,	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	, ,										
6	됌	惿	説明	18	_	不 要								
	-516	-201	ロル・	נע	-	竹 女								
						要(	月 日	時	分	場所				)
7	委	託	概	要		東部児童相	淡所 (仮称)	新築工	事の着き	手前に周	辺家屋	の損傷物	犬況の調	查
						ŧ	黄浜市こ	じょき	小年日	<u>.</u>				
						1	男/大 二 しん		グサ原	J				

8	部	分	払		
		す	る	(	回以内)

# ■しない

業	務	内	容	履予	定	行 月	数	量	単	位	単	佃	金	額

※単価及び金額は消費税及び地方消費税相当額を含まない金額 ※概算数量の場合は、数量及び金額を()で囲む。

### 委託内訳表

	安託內部	1121				
種別	細別	単位	数量	単 価	金 額	摘 要
I 直接原価						
1 直接人件費						
打合せ協議		式	(1)			
作業計画の作成		式	(1)			
現地踏査		式	(1)			
事前調査						
<u>争削测</u> 基	木造A(~70㎡未満) 概査	軒	(1)			
	木造A (70㎡以上~130㎡未満) 概査	軒	(6)			
	木造A(130㎡以上~200㎡未満) 概査	軒	(3)			
	木造A(200㎡以上~300㎡未満) 概査	軒	(3)			
	非木造イ(~200㎡未満) 概査	軒	(3)			
	非木造イ (200㎡以上~400㎡未満) 概査	軒	(2)			
2 直接経費						
材料費等		式	(1)			
旅費交通費		式	(1)			
小計						
Ⅱ 間接原価						
その他原価		式	(1)			
小計						
Ⅲ 一般管理費等						
一般管理費		式	(1)			
小計						
合計						
消費税及び 地方消費税相当額						
総計						

## 東部児童相談所(仮称)新築工事に伴う周辺家屋事前調査業務委託に関する 特記仕様書

#### 1 委託名称

東部児童相談所(仮称)新築工事に伴う周辺家屋事前調査業務委託

#### 2 履行場所

横浜市鶴見区生麦3丁目周辺(案内図参照)

#### 3 委託概要

東部児童相談所(仮称)新築工事の着手前に周辺家屋の損傷状況の調査

- (1) 打合せ協議
- (2) 作業計画の作成
- (3) 現地踏査
- (4) 事前調査 など

※別添の工損調査等標準仕様書に準じて作業を行うこと。

### 4 委託期限

契約決定した日から令和6年12月20日(金曜日)まで

#### 5 成果品の納品等

- (1) 電子データ (CD-ROMまたはDVD-R) 正副各1部)
- (2) 製本 (A4版) 1部
  - ※仕様や規格については、委託者と協議のうえ決定すること。

成果品の提出の際には、「横浜市電子納品チェッカー」によるチェックを行い、エラーがないことを確認した後、ウイルス対策を実施したうえで提出すること。

なお、成果品は全て横浜市に帰属することとして、受託者は横浜市の承諾を得ずに使用、または公表してはならない。

#### 6 その他

- (1) 契約後、速やかに個人情報保護に関する誓約書を提出すること。
- (2) 現地作業を行う場合は、前日までに委託者に連絡をすること。
- (3) 作業中は、近隣住民への安全に注意を払うこと。
- (4) 委託業務内容に疑義が生じた場合、速やかに委託者と協議を行うこと。

# <<u>案内図</u>>



